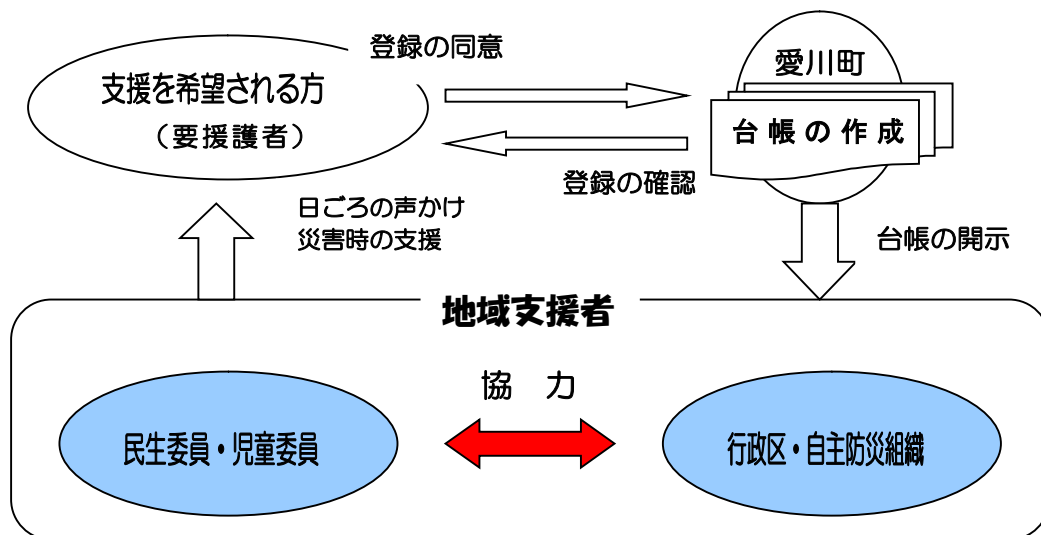


愛川町災害時要援護者避難支援制度のご案内

愛川町では、誰もが安全に暮らせる町づくりを進めており、災害が発生した時、支援が必要な障害者の方や高齢者の方に、地域の中で避難などの手助け（支援）が素早く、安全に行われる仕組みを地域の皆さんとともに作りたくと考えています。

そこで、地域における支援を希望される方（災害時要援護者といいます。）に対し、地域住民が協力して避難支援を行うための制度を設けました。

1. 災害時要援護者避難支援制度



日常的に自分ひとりで移動したり情報を得たりすることが難しく、災害が起きたとき手助けが必要な人を身近な地域で支える仕組みです。

2. 災害時要援護者の対象となる方

次に掲げる方のうち、災害時等において地域での支援を希望される方であって、支援を受けるために必要な個人情報を提供することに同意した方。

- (1) 身体障害者手帳（肢体不自由・視覚障害・聴覚障害（1級、2級））の交付を受けている方
- (2) 療育手帳（A1、A2）の交付を受けている方
- (3) 精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けている方
- (4) ひとり暮らし高齢者の方
- (5) 在宅の寝たきり又は認知症の高齢者の方
- (6) その他、支援を必要とする方

3. 地域支援者とは

要援護者に対し、日ごろからの声かけ、災害が発生した場合の安否確認、避難の手助けをしていただけるお住まいの地域の自主防災組織、民生委員児童委員の方です。災害が起きたとき頼りになり、助け合っていけるご近所の方となります。

4. 台帳登録の手続き

町は、申請をもとに、災害時要援護者登録台帳を作成します。

申請書の受取場所	愛川町役場 高齢介護課、福祉支援課、消防防災課、中津出張所、半原出張所、消防署半原分署、中津公民館、半原公民館 (町ホームページからもダウンロードできます。)
申請書の提出先	申請書の受取場所にお持ちになるか、下記の担当課に郵送してください。
台帳への記載内容	「住所」「氏名」「電話番号」「生年月日」「性別」「緊急時の家族等連絡先」「どのような障害手帳所持者か、どのような高齢者か」など災害時等に役立つと思われる事項
台帳の使用目的と本人の同意について	地域の自主防災組織、民生委員児童委員に地域での活動に必要な情報を提供し、災害時の支援に活用してもらいます。このため、申請の際には、情報を提供してもよいというご本人の同意が前提となります。

5. 個人情報の取扱い

登録した個人情報は、町の関係部署において適正に管理し、申込まれた方への日ごろの声かけや、災害が発生したときの情報提供、避難支援、安否確認以外の目的には使用しません。

6. 注意事項

災害時の状況によっては、地域支援者の多くも被災者になりうることから、この制度に登録することで、災害時の支援が必ず保証されるものでないことを、ご理解くださいますようお願いいたします。

7. 問合せ先（申込み先）

愛川町役場 〒243-0392 愛川町角田251番地1

電話 285-2111 (代)

【避難支援制度全般担当】 消防防災課 内線3716、3717

【高齢者支援担当】 高齢介護課 内線3338、3339

【障害者支援担当】 福祉支援課 内線3352、3354